

**令和 7 年度
障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業
の利用に関する手引き**

令和 7 年 6 月

**東京都 福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 総合支援担当**

事業の概要

都内の障害福祉サービス等事業所や施設におけるDX・生産性向上を推進する職員に対し、事業者が手当の支給などの支援を実施した場合に、事業者に対し、最大**100万円**を補助します!!



補助基準額、補助率

補助基準額 : 1名あたり50万円（1法人あたり2名まで）／年度

補助率 : 10/10

※申請は法人単位です。申請開始から起算して最長3年度申請可能です。

補助対象経費

- ・生産性向上の取組を推進するリーダー職に対する手当等
- ・生産性向上の取組を推進するリーダー職のDXにかかる研修費、資格取得費
- ・代替職員の雇用経費

対象法人

交付申請時点で都内において、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等（※1）を提供する都内の施設・事業所及び都外施設（※2）を開設している民間法人

（※1）対象となるサービスは4ページ参照

（※2）詳細については「『交付要綱』の第3」をご参照ください。

ただし、地方公共団体が設置する事業所及び共生型障害福祉サービスの事業所は対象外となります。

障害福祉サービス等DX推進人材とは？

障害福祉サービス等DX推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、障害福祉現場における生産性向上をけん引する職員です。

<留意事項>

- ・利用者に直接、障害福祉サービスを提供する障害福祉従事者のほか、法人の事務職員等も対象です。
- ・役職についていることは補助の要件ではありません。
- ・本事業の対象となる障害福祉サービス等DX推進人材は、**無期雇用職員に限り**ます。
- ・雇用期間の定めのない職員であれば、非常勤職員も対象です。ただし、**週20時間以上勤務していることが要件**となります。

※ 取組例

- ・デジタル機器や次世代介護機器等の導入に向けた課題整理
- ・課題解決に適したハードウェア・ソフトウェアの選定、メーカーとの調整
- ・事業所内における機器の活用・定着に向けたその他職員との協働

など

補助対象サービス

※詳細は、令和7年度東京都障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業費補助金交付要綱（令和7年3月28日付6福祉障地第1530号）第3を参照。（東京都福祉局HPに掲載。）

居宅介護	重度訪問介護
同行援護	行動援護
療養介護	生活介護
短期入所	重度障害者包括支援
施設入所支援	自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）	就労選択支援（令和7年10月1日施行）
就労移行支援	就労継続支援A型
就労継続支援B型	就労定着支援
自立生活援助	共同生活援助
児童発達支援	放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
障害児入所支援	計画相談支援
地域移行支援	地域定着支援
障害児相談支援	

令和7年度スケジュール（予定）

※スケジュールについては今後変更になる可能性があります。

時期	申請事業者	東京都 (東京都福祉保健財団へ 一部事務委託)
令和7年7・8月	交付申請書提出	申請書類受領
提出書類に不備等があった場合、東京都福祉保健財団から、 事業者を確認（差替え・追加提出）依頼をすることがあります。		書類審査
令和7年12月頃	交付決定通知受領	交付決定通知
令和8年3・4月上旬	実績報告書提出	報告書類受領・内容確認
令和8年5月下旬	補助額確定通知受領	補助額の確定
令和8年5月末	補助金の受領	補助金の支払
令和9年6月末頃	消費税仕入控除税額報告書の提出	報告書受領・内容確認

※令和8年1月頃に変更交付申請の期間を設ける予定です。（交付決定を受けた法人のみ申請可）

補助対象経費

(1) 障害福祉サービス等DX推進人材への手当等に係る経費

- ※ 補助対象経費の**最低1/2は手当等経費に充てる必要**があります。
- ※ 経費の支給は「手当（各月払い）」、「一時金払い」等が可能です。
- ※ 手当等支給にかかる**事業主負担金は、補助対象外**です。
- ※ 法人の給与規程等で本手当等について規定してください（記載例参照 17 ページ）。

(2) 障害福祉サービス等DX推進人材の研修費・資格取得費

研修費 * 原則、令和7年度内に修了すること * 令和7年度内に経費を支出すること	研修受講料（テキスト代含む。）
資格取得費 * 令和7年度内に受験すること * 令和7年度内に経費を支出すること	受験料
	受験対策講座の経費（テキスト代含む。）
	受験対策にかかる独学用書籍代

- ※ 対象となる研修・資格は、障害福祉サービス等事業所・施設におけるDX推進に資すると東京都知事が認める研修・資格です。受講・受験を予定している研修・資格が本事業の対象となるかについては、東京都福祉保健財団にお問合せください。
（回答に時間を要する場合もございますので、余裕をもってお問合せください）。

(3) 障害福祉サービス等DX推進人材が研修期間等に不在となる際の代替職員雇用費

- ※ 代替で業務を行った際の臨時職員や非常勤職員の給与、人材派遣職員の派遣料、法人内職員の残業手当です（詳細は 11～14 ページ）。

補助対象となる期間

障害福祉サービス等DX推進人材として2名申請する場合は、対象職員ごとにご確認ください。

- ・令和7年度は、**令和7年4月1日から令和8年3月31日**までの間に要した補助対象経費が対象です。※過年度に実施したDX推進に係る活動の費用は対象外です。
- ・ただし、法人が令和7年4月1日時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設していない場合は、**開設した日以後の経費のみ**が補助対象となります。

例) 7月1日に都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設した場合。

→ 7月1日以後の経費が補助対象のため、6月30日以前に購入した研修用テキスト等の費用は**補助対象外**となる。

- ・なお、交付申請日時点で、都内において障害福祉サービス事業所・施設を開設している場合、DX推進人材を配置する事業所等が交付申請日時点で開設しているかは問いません。

例) 4月1日時点でA事業所は開設済み、9月1日にDXを推進するB事業所を開設予定。
(交付申請が8月の場合)

→ 4月1日以後の経費が補助対象のため、B事業所に配置予定のDX推進人材が、6月に資格取得のための講座を受講し、受講料を支払った場合でも当受講料は**補助対象**となる。



法人が、交付申請時点で障害福祉サービス事業所・施設を開設していない場合は、申請できません。

申請パターン例

以下、想定されるパターンを記したものであり、以下いずれかのパターンでなくてはならないわけではありません。各法人のお考えにより支給等ください。

(パターン①) 令和7年7月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する場合。

パターン①	令和7年						令和8年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Aさん (DXの知識あり)	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営												
				手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
				20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	180,000円
													補助対象額 180,000円

(パターン②) 令和7年7月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給するのに加え、資格取得のための受験対策講座を受講開始した場合。

パターン②	令和7年						令和8年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Bさん (DX初心者)	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営												
				手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
				15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	135,000円
						受験対策講座受講				受験			研修費・資格取得費
						20,000円				8,000円			28,000円
													補助対象額 163,000円

(パターン③) 資格取得のための受験対策講座を受講開始した令和7年9月よりDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する場合。

パターン③	令和6年						令和8年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Cさん (DX初心者)	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営												
						手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
						15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	105,000円
						受験対策講座受講				受験			研修費・資格取得費
						20,000円				8,000円			28,000円
													補助対象額 133,000円

(パターン④) 資格取得試験受験(合格不問)後の令和8年2月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する場合。

パターン④ Dさん (DX初任者)	令和7年												令和8年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営													手当	手当		手当計	
														15,000円	15,000円		30,000円	
																	研修費・資格取得費	
													受験対策講座受講	受験			28,000円	
													20,000円	8,000円				
																	補助対象額	58,000円

(パターン⑤) 令和7年8月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。研修期間中に法人内他職員が代替の障害福祉サービス業務を行う場合。

パターン⑥ Eさん (DX初任者)	令和7年											令和8年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
	都内で障害福祉サービス事業所・施設を開設・運営																
					手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計				
					15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	120,000円				
					DXに係る研修受講								研修費・資格取得費				
					80,000円								80,000円				
					代替職員の雇用								代替職員雇用費				
					50,000円								50,000円				
													250,000円				
補助対象経費の1／2以上は、手当等である必要があるため、手当120,000円の2倍の240,000円が補助対象額となる。																	
そのため、「研修費・資格取得費」「代替職員雇用費」の総額130,000円のうち10,000円は対象とならない。→																	
												補助対象額	240,000円				

《障害福祉サービス等DX推進人材への手当支給に関する注意事項》

【補助対象経費の範囲】

令和7年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに障害福祉サービス等DX推進人材に支払った手当が補助の対象となります。

よって、令和7年度の補助対象は、支給日が令和8年3月31日以前である必要があるため、「令和8年3月分手当」を令和8年4月以降に支給した場合は令和7年度の経費としては対象外となりますのでご注意ください。

<例> 翌月払い

- ・ 手当の支給額 給与規程等で定めた額を手当で支給（今回の例は2万円）
当月活動分に係る手当を翌月に支給する。
（例：4月分の手当は5月に支給）

※分かりやすくするため、DX活動の開始月は令和7年4月からとしています。

（単位：円）

	令和7年度												令和8年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
DX活動期間 (賃金計算期間)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
手当支給		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

令和7年度中に法人が支給した額（赤点線枠内）が補助対象となります。
例の場合、5月～3月支給の22万円が令和7年度の補助対象となります。
赤点線枠内が、交付申請書「別記様式第1号－3『5 手当等の支給スケジュール等』」の各月に落とし込まれる金額となります。

代替雇用職員費の考え方

代替職員とは、事業者が本事業を活用して、対象職員（障害DX推進人材）に研修を受講させたり資格を取得させたりする際に、当該職員の不在期間中の業務を遂行する以下の職員です。

- ①当該職員の代替として新たに雇用する臨時職員・非常勤職員
- ②当該職員の代替として派遣契約により新たに派遣された派遣職員
- ③法人ですでに雇用されており、対象職員の業務を代替して残業する職員

※12～14ページ参照

①法人直接雇用の臨時職員・非常勤職員

②派遣契約により派遣された派遣職員

【対象経費】 臨時職員・非常勤職員の給与、派遣職員の派遣料

【条件】

対象職員（障害DX推進人材）の研修日、受験対策講座受講日、資格試験受験日（＝職場を不在にする日）に当該対象職員の業務を行うためだけに、新たに法人（事業者）が雇用した、又は派遣された職員であること。

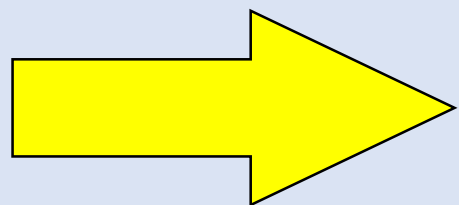
上記以外の勤務日があった場合は、対象職員の業務を行うためだけに雇用されたとはみなされず、代替職員として申請することはできない。

❗雇用契約書等に雇用期間等が明記されていない場合は、補助の対象外となるので注意すること。

《対象外^外の例：臨時職員Aさんの場合》

○障害DX推進人材の研修日が、令和7年10月6日、8日、10日である。

○Aさんの雇用契約期間が令和7年10月1日～10月31日であり、勤務日が令和7年10月4日、6日、8日、10日、14日、28日の場合・・・



「研修日以外（4日、14日、28日）の勤務日があるため、
「対象職員の業務を行うためだけに雇用された」とは認められ
ず、臨時職員Aさんは本事業の対象外となります。」

③法人直接雇用の職員による残業

【対象経費】 職員の残業手当

【条件】

対象職員（障害DX推進人材）の研修日、受験対策講座受講日、資格試験受験日（＝職場を不在にする日）に、すでに法人に雇用されている職員が、当該対象職員の業務を行うために、残業した場合、当該残業手当を対象とする。

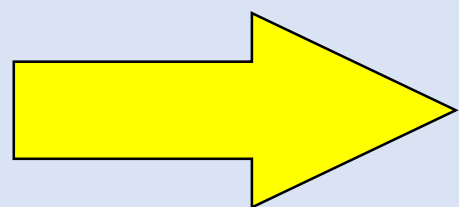
例 1：対象職員（障害DX推進人材）が、10月20日（全日）の研修を受講する場合

《対象》

非常勤職員Bさんは、月12日勤務の雇用契約である。
対象職員の代替業務を行うために、本来勤務する必要のない日（10月20日）に出勤し、代替業務を行ったため、その月の勤務日が13日となった。
10月20日に勤務した残業代（休日勤務したことによる残業代）を申請する。

《対象外》

非常勤職員Bさんは、月12日勤務の雇用契約である。
対象職員の代替業務を行うために、12日の中で勤務日を調整し、
10月20日の研修日にBさんの勤務日を充てた。
10月20日の給料を申請する。



この場合、雇用契約上の勤務日数に変化はなく、法人において
費用の追加は発生しないため、残業とはみなされません。
よって対象外となります。

例 2：対象職員（障害DX推進人材）が2時間の研修（オンライン）を職場で受講する場合

《対象》

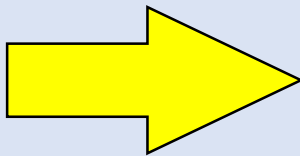


(時間) 非常勤職員Cさんは、週3日9：00～13：00で勤務をする雇用契約である。対象職員の代替業務を行うため、対象職員の研修日に研修時間である **14：00～16：00**に残業を行った。**勤務時間外**に代替業務を行ったため、残業代を申請する。

《対象外》



(時間) 非常勤職員Cさんは、週3日9：00～13：00で勤務をする雇用契約である。対象職員の研修日に研修時間である **10：00～12：00**を対象職員の代替業務時間に充てた。2時間分の給料を申請する。



「勤務時間内に代替業務を行っており、法人として費用の追加が発生していないため、残業とはみなされません。よって対象外となります。」

「最長3年度」の考え方

本事業は、申請開始年度から起算して、最長3年度申請可能です。

以下の表は、令和7年度が申請初年度にあたる事業者の例です。各事業者においては、自身の申請年度に置き換えてご確認ください。

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	申請
令和7年度 障害福祉サービス 等DX推進人材	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	可
令和8年度 障害福祉サービス 等DX推進人材	 Aさん Bさん	 Cさん Dさん	 Aさん Bさん	申請しない	 Aさん Bさん	
令和9年度 障害福祉サービス 等DX推進人材	 Aさん Bさん	 Eさん Fさん	 Cさん Dさん	 Cさん Dさん	申請しない	
令和10年度 障害福祉サービス 等DX推進人材			 Cさん Dさん	 Aさん Bさん	 Aさん Bさん	不可

対象職員が毎年度異なる職員でも補助の対象となります。

法人として引続く最長3年度が対象のため、3年度目の対象者が初年度、2年度目と変わっていても令和10年度以降は申請不可

法人として引続く最長3年度が対象のため、2年度目に申請しなくても、令和10年度以降は申請不可

法人として引続く最長3年度が対象のため、3年度目に申請しなくても、令和10年度以降は申請不可

※上記ケースの対象職員は例示です。

変更交付申請について

令和8年1月頃を予定しています。様式等は令和8年12月頃に東京都福祉保健財団のHPに掲載予定です。

※交付決定（変更交付申請をした場合は変更交付決定）されていない内容は、補助対象経費として認められないため、**変更交付申請が必要なケースに該当し、交付決定内容に変更が生じた場合や生じる予定がある場合は、必ず変更交付申請を提出ください。**交付決定を受けていない事業者は、変更交付申請から申請することはできません。

変更交付申請が必要なケース例

- (1) 対象職員が変更となった場合
- (2) 対象職員が変更となり手当支給額を増額した場合
- (3) 対象職員が変更となり受講予定研修や受講予定受験対策講座、受験する資格が変更となった場合

変更交付申請が不要なケース例

- ① 対象職員に変更はないが、手当支給額を変更した場合
 - ② 手当支給月数に変更となり手当等支給総額が変更となった場合
 - ③ DX研修を受講予定であったが受講しなかった場合
 - ④ DXに係る試験を受験予定であったが受験しなかった場合
 - ⑤ 受験対策講座受講予定であったが受講しなかった場合
 - ⑥ 代替職員を雇用等予定であったが雇用等しなかった場合
- ※①②について、手当等額の補助は、交付決定額が上限となります。

※変更交付申請の申請期間後にDX推進リーダーが変更となった場合は、実績報告で報告ください。
なお、当該変更に伴う手当等にかかる経費の増、研修費・資格取得費の増、代替職員雇用費の増は補助対象外となります。

就業規則、給与規程等の記載例

＜就業規則等の記載例＞ ※就業規則のほか、運営規程、組織規程、処務規程等を想定

（DX推進リーダーの任命）

第〇条 障害福祉サービス等DX推進人材とは、デジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、障害福祉現場における生産性向上をけん引する職員をいう。

2 障害福祉サービス等DX推進人材の役割を果たす職員をDX推進リーダーに任命し、DXによる生産性向上に継続的に取り組む体制の構築に当たらせる。

＜給与規程等の記載例＞ ※給与規程のほか、就業規則等を想定

（DX推進リーダー手当）

第〇条 就業規則第〇条の規定によりDX推進リーダーに任命された職員に対し、DX推進リーダー手当を支給する。

2 DX推進リーダー手当の支給額は、次の各号のとおりとする。

（1）ITパスポート等の資格を有するなど、DXの推進に関する知識があると認めた者については月額20,000円

（2）前号以外の者については月額15,000円

3 DX推進リーダー手当の支給期間は、DX推進リーダーに任命された日が属する月から任期の終了日が属する月までの各月とする。

※あくまで記載例ですので、文言や手当額は法人内でご検討ください。

注 意 点

ご注意いただきたい点について、改めて下記に記載いたします。
その他、合わせてHPに掲載している**QAの内容を申請前にご確認ください。**

✓ 補助金の交付申請を受ける場合、年間を通じて東京都（東京都福祉保健財団）と書類のやり取りが必要です。（5 ページ「令和7年度スケジュール（予定）」参照）

申請書類などに不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や補助金の交付額が減額される場合があります。また、書類審査中、申請法人に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

✓ 補助金に関連する書類は、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（領収書や賃金台帳等）を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間必ず保管してください。

※後年度に、消費税仕入控除税額報告書の提出が必要です。提出時期については、別途ご案内します。

公益財団法人 東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室

mail: s-dxsuisin@fukushizaidan.jp

※ご質問は、なるべくメールでお問い合わせください

電話 03-6302-0387

※個人情報の取扱いについて

提出書類に記載された個人情報は、適正な管理を行い、
本事業の審査以外に利用することはありません。
なお、当該個人情報は東京都に帰属します。